

運賃協議分科会設置要綱

(目的)

第1条 運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、静岡市地域公共交通会議規約第10条第1項の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定される、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃の協議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために分科会が必要と認める事項

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる者を委員として組織する。なお、組織改正等による名称等の変更については、分科会の議事とせず、更新することができる。

(会長)

第4条 分科会に会長を置く。

- 2 会長は、静岡市都市局都市計画部交通政策・MaaS担当部長が務める。
- 3 会長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 会長は、分科会の会議の議長となる。

(事務局)

第5条 分科会の庶務を処理するため、静岡市都市局都市計画部交通政策課に事務局を置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表（第3条関係）

静岡市 都市局都市計画部交通政策・MaaS担当部長
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局首席運輸企画専門官
静岡市葵区自治会連合会 会長
静岡市駿河区自治会連合会 会長
静岡市清水区自治会連合会 会長